再生可能エネルギー発電事業を実施するに当たり、関係法令（条例を含む。）の規定を遵守すること。	□
発電開始前から継続的に源泉等のモニタリング等を実施するなど、地熱発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずること。【地熱発電の場合のみ】	□

添付書類	書類名	備考
	①住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は、戸籍抄本のいずれか（法人にあっては、法人登記簿謄本）(注24)	
	②印鑑証明書（注24）(注25)	
	③設備の所在地に係る登記簿謄本（注24）	
	④土地の取得を証する書類等（他人の所有地である場合のみ）	
	⑤建造物所有者の同意書（屋根置きの太陽光発電のみ）	
	⑥発電設備の内容を証する書類（注26）	
	⑦構造図（注22）(注23)	
	⑧配線図（注27）	
	⑨接続の同意を証する書類の写し（注15）	
	⑩接続検討申込書類の写し（注28）	
	⑪運転開始年月日等の証明書類（注29）	
	⑫事業実施体制図(注30)	
	⑬関係法令手続状況報告書（注31）	
	⑭再生可能エネルギー発電事業における燃料（原料）調達及び使用計画書（バイオマス発電のみ）（注32）	
	⑮再生可能エネルギー発電事業における地熱資源等モニタリング計画書（地熱発電のみ）(注33)	
	⑯補助金確定通知書（注34）	
	⑰その他１	
	⑱その他２	
	⑲その他３（注35）	

第２表

申請事業計画使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）

燃料情報	燃料区分（注36）	燃料名（注37）	備考（注38）

第３表

地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合にはチェックをすること	□

（注１）　法人にあっては、「名称」は登記簿上の名称を記載すること。「住所」は、登記すべき本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。以下この様式において同じ。

（注２）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。

Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注３）　申請者（提出者）と同じ場合は、「申請者（提出者）と同じ」と記載することでも良い。

（注４）　再生可能エネルギー発電事業に係る業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し当該業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。なお、項目欄が不足する場合、項目欄分は申請書に記載した上で、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、不足分は別紙として作成すること。

（注５）　発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	規模
S	太陽光発電設備のみ	10kW未満
T	太陽光発電設備（ダブル発電）	10kW未満
A	太陽光発電設備	10kW以上50kW未満
	太陽光発電設備	50kW以上2,000kW未満
	太陽光発電設備	2,000kW以上